

中小・小規模事業者のための

# 「消費税軽減税率制度対策セミナー」

～制度導入に向け、軽減税率の基礎知識と実務上の重要ポイントを学ぶ～

平成31年10月1日から消費税率の10%への引き上げに加え、同時に軽減税率の導入が予定されています。本制度の実施は、経理処理等の事務作業の負担増加や軽減対象品目を取り扱う事業者だけでなく、飲食料品等を取り扱わない事業者や免税事業者を含め、全事業者の方々が対象となります。

本セミナーでは、自社への経営の影響を確認し、必要な対策について計画的に準備いただくために、消費税軽減税率制度の内容と導入後に変更となる事務処理、また支援施策等についてわかりやすく解説します。

## 開催要項

■開催日時：平成30年12月7日（金）19:00～21:00

■会場：山口県央商工会 阿東支所

■受講料：無料

■定員：20名

■問い合わせ：山口県央商工会 阿東支所

TEL: 083-956-0032 / FAX: 083-957-0754

■申込締切：11月30日（金）まで

●主催：山口県央商工会阿東支所・山口県商工会連合会・山口法人会

## 内容

◇軽減税率制度の概要と対象となる事業者・対象品目について

◇変更となる事務作業（帳簿・請求書等の記載方法、インボイス制度 他）

◇支援施策（税額計算の特例、軽減税率対策補助金 等）

## 講師

住江 忠彦 税理士

（中国税理士会 山口支部所属）

（切り取らずに送信してください）

山口県央商工会阿東支所 行

FAX 083-957-0754

12月7日（金）『消費税軽減税率制度対策セミナー』参加申込書

事業所名		受講者名
住所		
連絡先	TEL	FAX

※ご記入頂いた情報は、本セミナーの事務処理の目的以外で使用することはありません。